

※個人名を削ったものを公開いたします。

## 1 開会及び会長あいさつ

加賀谷会長よりあいさつ

---

## 2 町長あいさつ

○佐藤町長 前回の審議会でお話がありました土地の取得についてですが、審議会にも事前にお話しをしておくべきだったと考えおり、いらぬ心配混乱をさせたことに対してお詫びを申し上げます。この件に関して9月定例議会にて6件のまちなか再生に関する補正予算の議決をいただいたところです。ひとつは既存建物の解体工事です。場所は、第2庁舎と役場西口玄関近くにある書庫です。

それから、皆さんにご心配をおかけしました土地の購入です。複合商業施設整備基本構想策定業務です。その他、3軒分の建物補償等調査業務です。さらには、消防庁舎関係では、建設基本設計の策定費用。建設予定している用地の地質調査です。

その中で土地の購入について、前回色々話しがあったかと思えます。これについては、現在の議事堂、役場庁舎、東側の駐車場、その横に職員住宅があり、その一帯の中で庁舎等を建設していくのですが、その区画の中に新たに社会福祉協議会事務所を含む健康福祉センターが入ってきます。さらには図書館、バスターミナルといったものが入ってきます。また、色々なところで言われているのが、愛林のまちを宣言している割には、緑地帯が少ないと、もっと緑と木を役場などを作るときは意識したほうがよいのでは言われております。そういった緑地帯。そういったものを勘案すると、非常に手狭だと感じておりました。

そういったところで、近隣のところに更

地があったため、先行取得をしようと考えたところです。用途としては、現在のところ職員の駐車スペースが、現実的と考えています。冒頭に申し上げましたが、審議会のほうにも事前にお話しすべきだったと考えており、この場をお借りしまして、混乱を招いたことに対してお詫び申し上げます。

---

## 3 議事 議案第1号 現庁舎敷地及び隣接町有地の利用見通しについて

○委員 説明いただく前によろしいでしょうか。議案第1号については、町長から陳謝があったとおり、審議会に協議がないまま補正予算を議会議決したかと思えます。そこで、議案として処理することが正しいのでしょうか。議案なので、審議会でもノーとした場合、町はどのようにするのでしょうか。前回の総務課長の答弁で、皆さんが納得しないと予算執行しないということですが、そちらはどういう扱いにするのでしょうか。社会福祉協議会の駐車場については有効な土地であり、そちらを使わずになぜ土地購入しなければならないのかを教えていただければと思います。

町の例規で「津別町町有地処分及び公共用地取得要綱」というのが平成26年に訓令で制定されています。この部分については、使われない土地を処分するという内容になっておりますが、社会福祉協議会の駐車場の土地は、庁舎建設の附属用地として使えるのではないかと思います。その経過について教えていただければと思います。そうすると現在の予定地で庁舎や保健福祉センター、図書館を建てるということに無理があり、適正だったのかということの後戻りしてしまうのではないでしょう

か。

また、6月28日に審議会が開催されて以降の経過について時系列的に説明をいただきたいと思います。

また9月定例議会で執務環境プラン策定業務について民間委託されるということで出ていましたが、こちらも審議会で議論されるものかと思いますが、説明いただければと思います。

○会長 委員からありました件については、私は町長から陳謝があったこともありそれでよいのかと思いますが、皆さまからの意見を伺いたいと思います。

○委員 議題は、「利用見通しについて」という提案であり、土地の取得についてではないかと思いますが、どういう風に理解すればよいのでしょうか。今回、土地の取得については提案されていないかと思いますが、先ほど、委員からあったことについて、解決されていないかと思いますが。

○委員 土地の利用については、買った後の話かと思いますが。その前の説明がなかったということで紛糾したのかと思います。そのことがないということを言っているのかと思います。買ってしまったものを審議するのでしょうか。議題が先に行ってしまうと思います。

また、審議する前に確認したいのですが、審議会の設置条例を作った町と議会のほうで隣接地の問題を審議会に提案しないまま進んだということで、審議会自体必要と思っているのか確認したいと思います。同じように消防庁舎についても進んでおりますが、そちらは、審議会を作らずプロポーザルにかけて進んでいます。町としては、どのように考えているか、改めて教えていただければと思います。

○事務局長 課題整理するためにも、この間の経過と考え方について、ご説明させていただきます。

第6回の審議会の議案として提案したことについてですが、新たに土地を購入するということは限られたスペースをどのように使っていくということでは非常に関連する課題と認識を持っております。にも関わらず、審議会へ事前の説明等もなく議事に提案したということについて町長のほうからもお詫びがあり、事務段階においても配慮が足りなかったということで、私からもお詫び申し上げます。

委員から、土地を買ってしまったからその利用を協議するのはおかしいのでは、という指摘がございましたが、9月定例議会では購入する予算を確保した段階で、購入の手続きは進んでおりません。前回の審議会で答弁しましたが、凍結ということで、みなさんのご理解を得られるという形を目指し、審議会では、土地の取得がよいのか悪いのかということを確認していただくのではなく、庁舎建設に対し限られた場所を効果的に使うにあたり、非常に手狭になってという状況があり、隣接地を取得することが有利なのではないか、という提案させていただきたいと考えております。

また、まちなか再生基本計画の中では、現在の第2庁舎である社会福祉協議会事務所については、JA事務所予定地となっており、また、複合商業施設の候補地としては、現在のJAさんの事務所のところとなっています。町としては、その土地を購入し、社会福祉事務所の土地をJAさんに売却するという一方で、まちなか再生計画を進めていく上で7月末の段階で大きな方向として双方の協議が進んでいるということもお伝えしたいと思います。また、第2庁舎に隣接する社会福祉協議会駐車場については、JAさんに売却するという方向であるという背景は、複合商業施設の

建設用地の確保と大きくリンクしているということもご理解いただきたい課題であります。

委員からありました要綱の件については、使われない土地が大条件ということでもございましたが、まちなか再生計画に基づく大きな計画を進めていく中では、町の土地を売りながら、もう一方では、新たに土地を取得するという、流れがあるということをご理解いただきたいと思っております。

当初の段階から、限られた土地の中で、健康福祉センター、緑地帯等を作っていくことがそもそも無理だったのではということですが、まちなか再生基本計画の大きな流れの中で、庁舎の建設を進めており、一定程度ガイドラインが定まった中で進んでいるところであり、限られた土地をどのように有効活用していくのか、ということになるのかと思っております。

6月28日に第1回審議会が開催されていますが、社会福祉協議会の土地とJAの土地の件に関する大きな動きを踏み出したのは、7月の末です。8月8日には、タクシー会社さんの移転についても進捗している経過があります。この関係については、報告していない経過がありますが、絵に描いたものが少しずつ具体化していく中で、色々な不具合が出てくることもあり、頭を悩ませながら進めているところであります。

執務環境に関する業務について民間委託するという件ですが、こちらは3年計画で進めていくものです。内部の執務スペースをどのように進めていくところでは、重要な課題ですが、中身としては、現在の庁舎がどのように利用されているのかという調査が今年度の主な内容です。来年度については、それらをどのような形で保管し、日常の業務に活かしていくのかということや備品の購入について実施設計が決まっていく中で、備品が入りきらないといっ

た不具合が生じないために、ご提案いただき、町としての考え方を整理し、審議会へ提案していく前の段階でアドバイザーとしてコンサルティングしていただくものです。経過として審議会の皆様へお伝えしておくべきだったかどうか、疑問ではありますが、今後は、庁舎建設関係については、都度報告していただきながら、必要に応じてご意見いただき、このようなご質問がないような審議会にしていきたいと考えております。

委員からは、審議会の存在意義について問われたところですが、まちなか再生基本計画の大きな流れが進んでいる中で、庁舎に限っての町民のご意見をいただきながら、50年単位のもので多額の費用がかかる庁舎であり、基本構想・基本計画においては、行政が作ったたたき台に対して多々ご意見をいただいたところですが、それをもって今後基本設計に移っていきますが、来庁される町民の利便性、防災拠点施設としての機能といったところなどご意見をいただきながら進めていきたいという基本的な考え方をもっています。

○会長 議案を進める前に、皆さまからもご意見をいただければと思います。

○委員 冒頭の委員のご意見に対して事務局からの答弁は回答になっていないかと思っております。議案第1号として出すのが適当なのか疑問です。

また、前回の審議会で事務局長から凍結するという発言がありましたが、凍結が適当だったのでしょうか。今回、町長から謝罪がありましたが、事務局長の凍結という言葉については、事務局長本人から撤回して謝罪すべきだと思っておりますがいかがでしょうか。

○事務局長 議案として出すのが適当だ

ったのかということですが、土地の購入についての議案ということではなく、限られた土地の有効利用について、皆様からのご意見をいただき進めていきたいということでございますので、ご理解いただければと思います。

凍結という言葉ですが、撤回するという考えは今のところございません。土地の購入について、審議会からのご了解をいただかない中で、予算がついたから購入するというよりは、ご理解をいただくまで、皆さんへご説明したいという考えでございます。凍結というのは、予算執行しないということではなく、ご理解を得られるまで、契約行為を済ませないということで、ご理解いただければと思います。

○委員 関連して発言をしたいのですが、了解得られるまで、購入しないということですが、予算計上したというのは、所有者との話し合いができるからだと思えます。口頭でも契約しているということかと思えます。場当たりの発言をしてはだめかと思えます。こういうことをやっているところ、結局のところ、審議会の必要性はないのかと、私は思っています。

○会長 この審議会はいらないのかということですが、ボタンの掛け違いがあったことは、普通、民間だったら謝罪で済む内容であり、なぜそこまで突っつくのか疑問があります。町長からも謝罪があってこれでノーサイドにしようとしているときに、また突っつくというのは、いかがものかと私は思っています。

○委員 今後こういうことが起きないというように取り組んでいただきたいというのが意見です。軽視しない、しっかりやるということであれば、発端になった部分はこの後の議案の利用の見通しという中

で含めて話が出てくるのかと思えます。そこで初めてどうなんだろうという話が見えてくるのかと思えます。皆さんの気持ちもあるかと思えますが、議案の中身を聴いてみたいという気がします。

○委員 もう少し中身を審議してからではないか、ということかと思えます。他の方の意見はどうでしょうか。

○委員 話が前後しただけかなと思えます。取得する考えについては、反対もしませんし、細かいところでつまずいて、肝心なところの話ができなくなるというのは、いかがなものかと思えます。大きくざっくり進めていければと思います。

○委員 この議論をしていっても進まないのかと思えますので、そろそろ前に進めていったほうがよいのかと思えます。

○委員 審議会がいるのかいないのか、というそもそも論をしようがないのかと思えます。この議案の中身を聴いてからのその中身の精査というのが、審議会でも求められていると思っております。まずは事務局からの見通しについての考えを聞いたうえでの審議でよいのかと思えます。

○委員 審議会を無視して先に進めたことに怒っているのであり、土地の取得に対しては、後から付いてきた話なのかと思えます。土地の必要ということを説明受けましたが、審議会を通さずに進めてしまったということに対して謝罪して、審議会は必要で、今後は審議会に話しを出してから進めていきますという言葉をお願いしたいと思います。その中で、土地の取得に対しては必要だと思っておりますので、そこは認めてくださいと、言って

もらったほうがよいのではないのでしょうか。怒っている先が土地取得に対してではないのかとおもいますので、土地の取得に対して長い説明をいただきましたが、こちらが怒っていた部分への説明にはなっていないのかと思います。

○委員 土地が必要なのかどうなのかは、審議したほうがよいと思います。

○職務代理 手続き論については、分からないところが多々ありますが、よい庁舎を作るということが私たちの目的ですから、細かい手続き論にあまりとらわれず進めていければと思います。

○委員 私が発言したのは、これは許さないとかということではなく、審議会を必要と思っているのか、どうかということでした。

○会長 委員から念を押されたのですが、必要という考えなのだから、陳謝をされたのかと私は考えておりますので、それでよいのかと思います。

先に進めるということによろしいでしょうか。議案について、ご説明いただければと思います。

齊藤事務局長より議案第1号及び別紙7「現庁舎敷地及び隣接町有地」について説明。

加藤事務局次長より別紙7の2「庁舎等建設配置見取り図」について説明。

○委員 社会福祉協議会の駐車場をJAさんに売却するということは、委員が言われていた決まりには抵触しないのでしょうか。また、この土地については、審議会では、議論する場所ではないということ

確認させてください。

○事務局長 新たな土地を購入しながら、別の土地を売却しなければならないという大きな計画を進めていく背景のおける売却にということで、経過からいけば問題ないと考えております。

○委員 先ほど言われた平成26年作られたものには抵触しないということによろしいのでしょうか。

○事務局長 よろしいです。

○委員 土地があるのに、そこが議論の対象にならなくて、これから買う土地を議論するということだと思います。普通に考えれば、土地がそこにあるのだから、そこを利用すればよいのでは、となる気がしたので、質問いたしました。

○事務局長 土地処分等委員会の要綱なのですが、「等」というのは購入についても含まれており、行政が進めていく中で、その土地の金額についても審議しますし、売却する場合も同様です。

町が進めていくまちなか再生基本計画にある複合商業施設の建設というもので土地を購入しなければならない、それには町が持っている土地も売却しながら整合性をとりながら進めていかなければならないということです。

○委員 職員駐車場の台数の内訳について教えていただければと思います。

○事務局次長 現在の職員駐車場には約60台駐車されています。図面上の現庁舎の東側に位置するものが19台駐車できる見込みです。残りの40台程度をどうするかということ、現在のところ、ここにする

という絶対的なものはありませんが、ただ他の市町村でもそうですが、職員はなるべく庁舎から離れたところに駐車したほうがよいというところです。

○委員 バスレーンの位置については、道道588号線は通学路であり、病院にもつながっているところでありお年寄りを含めた弱者対策としてこの位置でよいかのという疑問があります。そうすると、もう少し考え方を変えたほうがよく、現敷地で駐車場スペースが確保できるのではと思います。

新たに購入する土地について工事関係の車などを駐車させると、付近の方へご迷惑がかかるのではないのでしょうか。そう考えると、社会福祉協議会の駐車場の土地は工事関係含めて活用できるのではと私は考えております。やはり、限られた土地の中で、交通拠点や図書館等を入れていくには無理があるのではと、なります。別なところに整備するという話しが出てくるのではないのでしょうか。

また、一般駐車場は常時何台駐車できるのでしょうか。

○事務局次長 緑地を設けなければ160台駐車できますが、緑地を設けた場合は120台と想定しており、職員分を引くと、常時50台程度と考えております。これは図書館利用者も含めた台数です。

○委員 各駐車スペースにはそれぞれ何台駐車できますか。

○事務局次長 現議事堂のスペースに60台です。現庁舎の病院側に45台です。現庁舎の公衆浴場側に39台です。

○事務局長 取得する土地の利用の仕方ですが、来年早々には、旧町長公宅の取り

壊しが始まっていきますが、工事関係者が来て駐車するスペースがない、という実態から始まってきます。そういったことを踏まえまして、工事関係者の駐車スペースの確保ということでご理解いただければと思います。

○委員 社会福祉協議会の駐車場の土地は更地になると何㎡あるのでしょうか。

○事務局長 396㎡です。

○事務局次長 図書館の建設については、また、別の組織等で議論されると考えておりますので、この図面の形で完成ということではありません。

○委員 複合商業施設は誰がやるのでしょうか。

○事務局次長 誰がやるというのは決まっておられません。今年度、誰が建てて、誰が運営して、誰が関与するというものを構築していくため、コンサルティングにける予定です。町としては、民設民営が一番望ましいと考えておりますが、今後検討していかねばならないと考えております。

○副町長 まちなか再生基本計画を進めていく中で、複合商業施設についてはJA事務所が移転されると、解体という話が出てきます。そうすると町内唯一のスーパーをどうするかということがあり、町の買い物環境の維持については大きな課題があり、町として何もしないということにはなりませんし、町民の皆さまからも多くの声をいただいておりますので、それらも含めてJAさんと協議がありました。JAさんの土地については、2千㎡ほどあり、候補地として、現在の第2庁舎、タクシー会社

さんの土地、現在のJAさんの駐車場があり、そこに事務所を建設するということになり、JAさんの車の駐車場スペースをどうするかということになり、近隣で確保したいということから、現在の社会福祉協議会駐車場とその隣接する土地があれば、確保できるということで協議が進んでいる状況です。

○委員 そういった全体的話しも審議会に出していただかないと、審議ができないと、前からお話ししたかと思えます。場当たりに庁舎建設を進めているように見えます。これではよい庁舎ができるようには思えません。今まで協議に出ていたのは、旧町長公宅に公用車庫を建てるということだけです。また、新しい物品倉庫を仏願寺の裏に建設するということですが、こういったものは庁舎の近くに建てて利便性を高め、行政サービスを高めていくのがよいのではないのでしょうか。

結局のところ、後出しじゃんけんのようなことが続いているように感じます。こういったことがないように、6月28日の審議会で、私はまず論点を整理してから諮問されたほうがよいのでは、ということでお話ししました。極端な話でいけば敷地が足りないのではあれば、図書館は別のところに建てればよいのではないのでしょうか。消防庁舎近辺に建てられるのではないのでしょうか。という風に話が戻ってしまうのかと思えます。

○町長 この議案第1号に関しては、私も発言できるのかなと思えますので、お話しさせていただきます。基本的なゾーン立てというのは、町民との話し合いやアンケートをとるなどして、形を決めてきました。まちなか再生ということで、ゾーンを組んでパブリックコメントをもって、この計画は既に決定されて、動いているものです。

その中でまず庁舎の建設と消防庁舎の建設が進んできております。これをまた戻した議論をするというのは、整理されたものが、また戻ってしまいます。個人的にやはりこうしたほうがよかったのでは、ということはあるかと思いますが、決まったものを進めていくというのが、行政の立場だと思っています。

このまちなか再生は庁舎ができれば終わりというものでもなく、JAさんとの協力も必要ですし、町民の皆さまからも買い物環境をなんとかしてほしいという意見を多くいただいた中で、ゾーニングがされたものです。また、ひとつひとつ計画を進めていく中で、面積がたりないといったことで、また議論を戻してしまうと、計画をされているところにも迷惑をかけてしまいますので、そこは理解をしていただければと思います。複合商業施設に関しては、30社以上と考え方や意見をもらっており、進めるにあたってひとつひとつ意思確認をしてきており、同時に進んでいる状況です。

資料を見ると、この形で決まってしまうのではという印象がありますが、あくまで行政側のイメージのみであり、現時点では駐車場に何台駐車できるのか、という議論はあまり意味がありません。プロポーザルをして、業者からの提案を出てきて、それらを選んでいくということになりますので、ある程度自由度が必要となります。ここで話していけばいくほど、そうなっていくんだということになり、設計業者もやりづらくなってしまいうということになりますので、ご理解いただければと思います。

○委員 町長の言われることも分かりますが、自分たちが議論できるのは、すごく制約された中での議論であり、審議していく中では、事務局から出された提案について、これでもよろしいのでしょうかという追認

をするような形になっており、それでは、審議会は必要ないのでしょうかということ、先ほどお話しをいたしました。それを裏付けるようなこともあったので、審議会は重要視されていないんだと思ったところです。ここは議論できる、ここは議論できないということによっていただかないと、自由な議論はできないと思います。

○委員 色んな情報が乏しいのかと思います。事前に資料をいただくのですが、ここはこうじゃないかと考えて審議会に行くのですが、いざ行ってみると、ここはもう決まっています、動かさません。といったことになっているので、うまくいっていないのかなと思います。検討委員会でどういった議論がされているかが見えないため、一緒に動けていないという現状があると思います。今後はそういった情報が必要かと思います。

○事務局長 ご指摘にあったような傾向があったと思います。期間がない中で、急いで進めていたところがあります。反省するところは反省して、今後は、業者から出てきたものを庁内検討委員会で議論し、意見考え方をまとめたものを審議会に出す、ということの繰り返しになり、ますます庁内検討委員会でどういう議論したのかが、必要になってくると考えております。

○委員 私は、駐車場の台数は120台で十分であり、土地取得は不要だったと考えております。全面舗装された駐車場にして多額の費用をかけるというのは、これからの時代では少し考えたほうがよいのではないのでしょうか。職員の通勤も車ではなく、徒歩等にすればよいのではないのでしょうか。

○委員 制約がある中で議論はできない

かと思います。もうできてしまってることなのですから。

○委員 これからのスケジュールというのはどうなるのでしょうか。

○事務局次長 基本設計の期間というのは、当初11月上旬に契約を見込んでおりましたが、11月中旬に契約がずれこむ見込みです。来年3月いっぱいまでを基本設計の期間と考えております。図面や模型を見ながら提案できたらと考えており、1月から2月ごろまでが議論できる期間なのかと考えております。また、図面に関しては、これ以上詳しい図面を業者さんに提示してしまうと、業者さんが設計する上での制約が増えてしまい、あまり好ましくありません。

○委員 この図面の中での位置ということも決まっていないということでしょうか。

○事務局次長 庁舎の位置に関しては、この範囲くらいが建てられる場所ということです。

○委員 庁舎の面積が全然足りなく、おさまるとは思えないのですが、位置が変わることはないのでしょうか。

○事務局次長 基本的には、まちなか再生計画からの流れもあり、この位置です。

○委員 土地の取得については、議会で決まったことであり、審議会は諮問機関で合議制であり、町長が議決されたのでやりますと言えば終わりなのかと思います。審議会はそういうものかと思います。なので、議案第1号でやるということは、無理があるかと思います。その代わりに、陳謝含めて、今後はこういうことがないように、という



ことでよいかと思えます。

また、執務環境のプラン策定業務について民間委託するということですが、これも議論することなのではないでしょうか。

○事務局次長 この業務については、文書管理や文書量の調査を行い、それに対してどういう什器がいるのか、どういうレイアウトをするかといった調査を行います。文書管理について、第3回の審議会で話しがあり委託するという話があった、かと思えます。この業務については、文書管理システムの導入に向けての基礎となるものでもあり、文書管理とある種、一体のものであります。この業務の委託について、事前に話がされなかったのですが、決してないがしろにしたということではありません。

○委員 基本設計の業者さんは、そういう業務が委託されるということをプロポーザルの段階では知らないということなのではないでしょうか。

○事務局次長 考え方は色々あるのですが、昔ならば、基本設計業者がレイアウトについても考えていたのですが、文書量等の具体的な調査に基づいたものではありませんでした。今回は、執務レイアウトとの業者と基本設計を行う業者とが協力して作っていくという考えです。この業務を委託して進めるというのは珍しいものではなく、最近ではよくあるものです。視察先でも行っており、委託することによりよいものになっていくという考えです。

○会長 色々な意見がありましたが、前に進めていかなければならないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 議案では、議決をしなければならなくなりますので、報告事項として取り扱

ってください。そして、委員から色々な意見がありました、ということで整理していただければと思います。

○委員 この後の議案を見ると8月15日に諮問に対して答申をしたということですが、今日議論してきたことについては、再諮問されて、議論していることなのではないか、確認させていただければと思います。

○事務局長 文書での諮問ではなく、議案でもって諮問し、ご意見いただくということです。

○委員 結果、再諮問を受けているということでしょうか。

○事務局長 基本構想・基本計画(案)に対しての再諮問をしているということではありません。

○会長 一旦、休憩をさせていただきます。

～暫時休憩～

○会長 改めまして確認ですが、議案第1号については、報告事項として取扱うことといたします。よろしいでしょうか。

【了承】

---

**確認事項 1. 第4回審議会議事録の内容について**

宮田事務局員より別紙1について説明

○委員 保健福祉センターという記載が

いくつかありますので、「健康福祉センター」に修正いただければと思います。

6 Pの「望みたい」は「臨みたい」に修正いただければと思います。

7 Pの「お答えできるか」は「お応えできるか」に修正いただければと思います。

○委員 5 Pの「通常の健診」は「通常の妊婦健診」に修正いただければと思います。

---

## 確認事項 2. 第5回審議会議事録の内容について

宮田事務局員より別紙8について説明

○委員 1 Pの「駐車場が狭いというがあり」は、誤字かとおもいますので、修正いただければと思います。

---

## 報告事項 1. 平成30年8月10日付け第4回津別町庁舎等建設審議会での審議結果を受けての「基本構想・基本計画(案)」への反映すべき内容の検討結果について

### 2. 平成30年8月14日付け「基本構想・基本計画(案)」へ反映すべき内容の検討結果に係る疑義等の対応について

### 3. 「津別町庁舎等建設基本構想・基本計画(案)」の答申について

### 4. 新物品倉庫の建設について

### 5. 新庁舎建設用地の地質調査の実施について

齊藤事務局長より説明

○会長 よろしいでしょうか。

【了承】

---

## 協議事項 1. 基本設計の発注について

加藤事務局次長より別紙3「プロポーザル実施要項(案)」、別紙4「仕様書(案)」、別紙5「要求水準書(案)」別紙6「提案書作成要領(案)」について説明

○委員 実施設計の金額を教えてください。

○事務局次長 今現在の試算ですが、5,409万円の見込みです。

○委員 それは来年度の予算ということでしょうか。

○事務局次長 来年度の新年度予算で計上します。

○委員 プロポーザルの選定委員会には、いわゆる大学教授のような知識をもった専門家は、ある程度入るのでしょうか。

○事務局次長 外部委員については、考えております。

○委員 参加条件に緩和措置がされていますが、これはどこでもやっていることなのでしょうか。

○事務局次長 全ての自治体の情報をおさえているわけではないですが、事例としては、いくつかあります。

また、実績でしばってしまうと、実績が

ないところはずっと実績は積めないということもあり、枠を広めにとる措置をしているところでもあります。実際に募集してみないとわからないところもあります。

○委員 他の自治体では、何社くらいの申し込みがあるのでしょうか。

○事務局次長 美幌町では3社、当麻町では2社です。

○委員 許容される表現と許容されない表現というのがありますが、これは、許容されない表現があった場合、即、資格がなくなるという対応をとるのでしょうか。

○事務局次長 過去の事例でいくと、事前に業者にお知らせして、審査までには、差し替えを出していただくという対応をしております。

○委員 別紙4の「3 適用」のところに「津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」とありますが、正しいのでしょうか。

○事務局次長 失礼いたしました、こちらは誤植でございます、正しくは「津別町庁舎等建設事業基本設計業務」です。

○委員 別紙4の2Pの「庁舎等建設配置見取り図」の下にバスレーンの関係の記述がありますが、誘導するような文面はいれないよう、整理していただければと思います。

また、5Pの貸与する図書の中で、森林バイオマス熱利用構想については、HPにて公開していただければと思います。また、その他HPで公開していないものは、していただければと思います。

また、5～6Pの業務実施上の諸条件に

ついてですが、小野産業振興課参事が北海道立北方建築総合研究所との連携について、以前の審議会でお話しされましたが、そのことについてここに記載するのかどうか、考え方について教えていただければと思います。

○事務局次長 バスレーンという記述については、文言を整理させていただきます。HPに掲載する資料については、担当課と調整して、公開できるようにしたいと思います。

諸条件の関係については、北海道立北方建築総合研究所と事前協議をしたところ、プロポーザルの中で最初から条件に入れてほしいという要望があったこともあり、記載をしております。

○委員 私の考えとしては、イニシャルコストが多少かかったとしても、将来のランニングコストがかからない庁舎建設としていただければと思います。それに合わせて環境省の補助金があるならば、とっていただきたいということです。

○委員 別紙4の2Pの「庁舎等建設配置見取り図」のアトリウムという記載がありますが、これは誤りでよろしいでしょうか。

○事務局次長 失礼いたしました、削除させていただきます。

○委員 別紙4の5Pの貸与する図書中に地域防災計画がありますが、これは、見直しする前のもので対応するということでしょうか。

○事務局次長 基本的に、見直し中のものは、成案となるまでは、今現在のもので対応することとします。

○委員 別紙5では、庁舎については、詳しく記載されていますが、駐車場については記載がないのですがよろしいのでしょうか。

○事務局次長 要求水準書の内容については、基本構想・基本計画に盛り込まれているもの以外の細かい内容について記載をしているものです。

○委員 基本構想・基本計画で読取れるという考えでよろしいでしょうか。

○事務局次長 よろしいです。

○委員 別紙5の4Pのサーバー室について「入隊室」とありますが、「入退室」の誤りかと思しますので、修正いただければと思います。

○事務局次長 修正させていただきます。

○委員 別紙5の6Pの中ホールの「導線」は「動線」に、8Pの「入浴者」は「入浴車」に修正いただければと思います。

○事務局次長 修正させていただきます。

○委員 庁舎のセキュリティについて、以前の審議会で、要求水準書にある程度のレベルで記載するというお話があったかと思いますが、サーバー室の部分記述以外では、あまり見受けられないのですが、どうなのでしょう。

○事務局次長 ICカードの導入も検討しましたが、それによる弊害もあるということが分かり、内部の検討委員会、作業部会でも、方向性が定めきれていない状況ですが、プロポーザルに出す段階までには、決めていきたいと考えております。

○委員 そうなると検討委員会での議論の内容というのは、今後必要になってくるのかなと思います。

○委員 別紙4の「庁舎等建設配置見取り図」には庁舎の出入り口は記載されるのでしょうか。

○事務局次長 資料については、ブラッシュアップ中のもので、こちらも、プロポーザルに出す前には整理をしたいと思います。

○委員 電源、水道等を含む災害対応におけるバックアップ機能については配慮する必要はないのでしょうか。災害が起きた場合には、防災拠点である庁舎機能が維持されている必要があるのかと思います。

○事務局次長 データに関しては、サーバー機器に免震があります。非常用発電機については、現在あるものを移設しております。受水槽は今回設けておりませんので、水道に関しては今後考えていかなければならないと思います。

○委員 いわゆる屋上に設置されるような貯水槽というのは、ないのでしょうか。

○事務局次長 想定されるのは、配管を免震するということになります。水を貯めるというのは、設備に費用がかかるということ、団地等とは違うため、庁舎に貯水槽を設けることには、疑問があります。

○委員 施設としては、高層階層の5階建てのような施設には、貯水槽を設ける必要性があるのですが、緊急貯水という意味合いでいくと、帯広市等が最近に行っている地中に緊急用貯水槽を設置するものがある

り、こちらは水道管として整備され、地震が起きた際に、入り口、出口を緊急遮断弁で封鎖して、中に溜まっている水が、ポンプアップで使えるという備えがあります。

○委員 それが良いのかと思います。そういった万全体制を整えていただければと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

【了承】

---

### 議案第2号 住民意見募集で寄せられたご意見の対応について

榎事務局員より別紙2「津別町庁舎等建設基本構想・基本計画(案)の策定について」について説明

○会長 よろしいでしょうか。

【了承】

---

### 議案第3号 新公用車車庫の建設場所及び時期について

榎事務局員より説明

○委員 予算措置については、繰越しされるのでしょうか。また、完成はいつなのでしょう。

○事務局長 予算は繰越をとります。旧町長公宅の取り壊し、そこに新公用車車庫を建設し、現在の公用車車庫取り壊しを、平成31年9月末を目途に目指しております。

す。

○加賀谷会長 よろしいでしょうか。

【了承】

---

### 議案第4号 次回審議会の開催日程と審議内容等について

齊藤事務局長より説明。

○委員 議事録については、次回開催が11月の見込みなので、郵送により委員の皆さんに確認してもらいたいのでしょうか。

○事務局長 出来上がり次第、委員の皆さまへ郵送し 意見をいただいたもので修正し、再度皆さまに送り、承認いただくという形をとりたいと思います。

○委員 報告事項でよいので、執務環境プラン策定業務の内容について、教えていただければと思います。

基本設計の審議にあたっては、プロジェクター等で投影し、具体的に分かるような進め方にさせていただければと思います。また、設計業者は同席するのでしょうか。

○事務局次長 設計業者については、同席してもらおう考えです。投影については、紙の資料としてもお配りし、両方を使って進められるようにしたいと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

【了承】

～閉会～

以上、第6回津別町庁舎等建設審議会会議の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名して議事録とする。

平成 年 月 日

会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

議事録調製者 \_\_\_\_\_